

目 次

1. 平成27年5月22日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	7
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
6. 日程第2 会期の決定	7
7. 日程第3 市長あいさつ	7
8. 日程第4 議案上程（議第46号から議第60号まで）	9
9. 日程第5 提案理由の説明	9
10. 日程第6 報告（1件）	13
11. 日程第7 議案の委員会付託	13
12. 日程第8 委員長報告	15
13. 日程第9 質疑・討論・採決（議第46号から議第54号まで）	20
14. 日程第10 議案審議（質疑・討論・採決）（議第55号から議第60号まで）	23
15. 閉 会	25
16. 署 名 欄	26

第 1 号

5月22日 (金)

平成27年第2回玉名市議会臨時会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成27年5月22日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 市長あいさつ
日程第 4 議案上程（議第46号から議第60号まで）
日程第 5 提案理由の説明
日程第 6 報告（1件）
日程第 7 議案の委員会付託
(休憩中委員会)
日程第 8 委員長報告
1 総務委員長報告
2 文教厚生委員長報告
日程第 9 質疑・討論・採決（議第46号から議第54号まで）
日程第10 議案審議（質疑・討論・採決）（議第55号から議第60号まで）
閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 市長あいさつ
日程第 4 議案上程（議第46号から議第60号まで）
議第46号 専決処分事項の承認について 専決第5号
平成26年度玉名市一般会計補正予算（第9号）
議第47号 専決処分事項の承認について 専決第6号
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議第48号 専決処分事項の承認について 専決第7号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議第49号 専決処分事項の承認について 専決第8号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第50号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第51号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議第52号 工事請負契約の締結について

- 議第 5 3 号 工事請負契約の締結について
- 議第 5 4 号 財産の取得について
- 議第 5 5 号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第 5 6 号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第 5 7 号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第 5 8 号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第 5 9 号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第 6 0 号 睦合財産区管理委員の選任について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 報告（1 件）

日程第 7 議案の委員会付託

（休憩中委員会）

日程第 8 委員長報告

1 総務委員長報告

2 文教厚生委員長報告

日程第 9 質疑・討論・採決（議第 4 6 号から議第 5 4 号まで）

日程第 1 0 議案審議（質疑・討論・採決）（議第 5 5 号から議第 6 0 号まで）

閉 会 宣 告

+++++

出席議員（24 名）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 番 北 本 将 幸 君 | 2 番 多田隈 啓 二 君 |
| 3 番 松 本 憲 二 君 | 4 番 徳 村 登志郎 君 |
| 5 番 城 戸 淳 君 | 6 番 西 川 裕 文 君 |
| 7 番 嶋 村 徹 君 | 8 番 内 田 靖 信 君 |
| 9 番 江 田 計 司 君 | 1 0 番 田 中 英 雄 君 |
| 1 1 番 横 手 良 弘 君 | 1 2 番 近 松 恵美子 さん |
| 1 3 番 福 嶋 讓 治 君 | 1 4 番 永 野 忠 弘 君 |
| 1 5 番 宮 田 知 美 君 | 1 6 番 前 田 正 治 君 |
| 1 8 番 高 村 四 郎 君 | 1 9 番 中 尾 嘉 男 君 |
| 2 0 番 田 畑 久 吉 君 | 2 1 番 小 屋 野 幸 隆 君 |
| 2 2 番 竹 下 幸 治 君 | 2 3 番 吉 田 喜 徳 君 |
| 2 4 番 作 本 幸 男 君 | |

+++++

欠席議員（1 名）

17番 森川和博君

+++++

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時00分 開会

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、平成27年第2回玉名市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（作本幸男君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において指名いたします。

19番議員 中尾嘉男君、20番議員 田畑久吉君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（作本幸男君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの臨時会の会期については、5月14日の議会運営委員会の結論に基づき、本日5月22日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日5月22日の1日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（作本幸男君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長、高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さんおはようございます。

本日、平成27年第2回玉名市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中、御出席を賜り感謝申し上げます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成27年度、最初の議会でございます。出席しております部長も4月の定期人事異動によって若干かわり、新しい執行部体制でスタートをいたしております。職員ともどもよろしくお願いを申し上げます。

先月25日、ネパール中部におきまして、マグニチュード7.8の強い地震が発生し、

現在もこの地震による余震が続いています。この地域は、レンガ造りの建物が多く、これにより国連教育科学文化機関（ユネスコ）の世界遺産の歴史的建造物を含む多くの建物が崩壊しました。また人的被害でも甚大で、今月17日現在、死亡された方は周辺国を含め8,700人を超え、負傷者数は2万1,000人との報道もあっております。さらには世界最高峰のエベレストで、この地震による雪崩が発生し、日本人1人を含む少なくとも19人が亡くなるというエベレスト史上最悪の惨事となっています。今現在もなお行方不明者の方が、多数いらっしゃいます。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、今回の災害に遭われた皆さまに心よりお見舞い申し上げ、一刻も早いライフラインの復旧を願うばかりでございます。

平成23年3月11日の大震災以降、火山の噴火など日本各地で自然災害が発生しているように思います。昨今、南海トラフ大地震の発生が懸念されているところでございますが、政府はこの地震による被害を、30都道府県で死者最大32万人と想定をいたしております。この南海トラフ大地震で九州が被災した際、人員や物資の輸送拠点となる熊本空港が内陸部に位置し、津波被害を受けにくいことなどから、政府の「合同現地対策本部」が熊本市西区の熊本地方合同庁舎に置かれるとの報道がっております。内閣府が近く正式決定するとのことでございますが、設置決定によって九州の災害拠点としての熊本県の役割はますます重要になり、本市の役割も増すことと思われております。

19日、鹿児島地方気象台は「奄美地方が梅雨入りしたとみられる」と発表しました。これからは梅雨前線も徐々に北上し、本市も本格的な梅雨時期を迎えます。来週の25日には、「玉名市防災会議及び玉名市水防会議」を開催しますが、市民の生命・財産を守るため、災害等の有事の際の対応事項の確認、情報の共有及び危機管理に対するさらなる意識醸成を図ってまいります。

さて、今臨時会に御提案しておりますのは、専決処分案件として、平成26年度玉名市一般会計補正予算1件、玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてなど3件、予算案といたしましては、平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算1件、条例案件といたしましては、玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について1件、その他といたしまして、工事請負契約の締結についてなど3件、人事案件といたしましては、睦合財産区管理委員の選任について6件、合計15件と報告1件でございます。

平成26年度補正予算の専決処分でございますが、一般会計につきましては、地方譲与税及び各種交付金の決定に伴い補正を行なったものでございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

次に、平成27年度国民健康保険事業特別会計の補正予算でございますが、平成26

年度の決算見込みにおきまして、歳入に不足が生じることから、平成27年度の歳入から繰り上げて充用するものでございます。

以上、主なものにつきまして申し上げましたが、詳細につきましては、副市長、総務部長から提案理由の説明の中で申し上げますので、よろしく御審議賜り、いずれも原案どおり承認賜りますよう、お願い申し上げます。お世話になります。

日程第4 議案上程（議第46号から議第60号まで）

○議長（作本幸男君） 日程第4、「議案上程」を行ないます。

これより市長提出議案を上程いたします。

議第46号専決処分事項の承認について専決第5号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第9号）から議第60号睦合財産区管理委員の選任についての議案15件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

補正予算関係につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

資料の1ページでございます。初めに議第46号専決処分事項の承認について専決第5号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第9号）については、地方譲与税及び株式等譲渡所得割交付金の各種交付金の決定により補正を行なったものでございます。

第1表歳入歳出予算補正においては、歳入の科目内で調整を行なうもので、歳入歳出総額の変更はございません。

補正の内容は、歳入の5款株式等譲渡所得割交付金は3,692万7,000円の増額、6款地方消費税交付金は9,836万5,000円の減額、10款地方交付税は5,680万2,000円の追加で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。

交付金の額が決定しましたのが3月末にかけてのことでやむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、議第50号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第

1号)について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正については、歳入歳出それぞれ2億1,000万円を増額し、総額を109億4,460万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、歳入の11款諸収入及び歳出の13款前年度繰上充用金、それぞれ2億1,000万円の追加で、これは平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計の決算見込みにおきまして歳入に不足が生じることから、平成27年度の歳入から繰り上げて充用するものでございます。

以上でございます。

○議長(作本幸男君) 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長(齊藤 誠君) おはようございます。

私のほうから専決処分しました条例案件3件及び議第51号から議第54号までの提案理由について御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第47号専決処分事項の承認についてでございますが、これは地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い専決処分により玉名市税条例等の一部を改正を行ないませんので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、個人住民税につきましては、確定申告が不要な給与所得者等は、個人住民税非課税市町村に対するふるさと納税の控除申請を給付先団体に本人にかわって行なうことを要請できることとする「ふるさと納税ワンストップ特例」を導入し、平成28年度分以降の個人住民税から適用するものでございます。

次に、固定資産税につきましては、土地にかかわる負担調整措置を平成27年度から平成29年度までの3年間継続し、平成27年度分から適用するものでございます。

次に、軽自動車税につきましては、平成27年度に新たに取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じ、税率をおおむね25%、50%、75%軽減する「グリーン化特例」を平成28年度に限り導入するものでございます。また、平成27年度以降の年度分について適用するとしておりました原付及び軽二輪車等の税率の引き上げにつきましては、適用開始を1年間延長し、平成28年度以後の年度分から適用するものでございます。

次に、たばこ税につきましては、旧3級品の製造たばこにかかわる国及び地方たばこ税の特例税率を廃止するにあたり、激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの4年間、段階的に税率の引き上げを行なうものでございます。

19ページをお願いいたします。

議第48号専決処分事項の承認についてでございますが、これも前号同様に地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市都市計画税条例の一部を改正を行ないましたので、地方税法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めます。

主な改正の内容といたしましては、都市計画税の課税対象である土地につきまして、地価の状況が東京都心部では上昇し、地方圏でも下げどまりつつあるものの力強さに欠ける状況にあることを踏まえ、固定資産税と同様に土地にかかわる負担調整の仕組みと減額制度を平成27年度から平成29年度までの3年間継続するに伴い、都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の都市計画税から適用するものでございます。

22ページをお願いいたします。

議第49号専決処分事項の承認についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、玉名市国民健康保険税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めます。

改正内容といたしましては、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額にかかわる課税限度額を現行の51万円から52万円に後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を現行16万円から17万円に、介護納付金課税額にかかわる課税限度額を現行の14万円から16万円にそれぞれ引き上げるものでございます。また、低所得者層の負担にも配慮し、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の24万5,000円から26万円に、2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じた金額を現行の45万円から47万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

24ページをお願いいたします。

議第51号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、平成27年度から平成29年度までの所得第1段階の第1号被保険者保険料を政令で定める最大の割合で軽減賦課し、保険料率を年額3万1,320円とするものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成27年度以後の年度分の保険料について適用するものでございます。

25ページをお願いいたします。

議第52号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、九州新幹線漏水等被害対策に伴う三ツ川地区の農業用水確保のため、石尾地区1号ため池を改修し、貯水量を1万4,400立方メートルとする工事を行なうものでございます。契約方法は、土木一式工事の建設業許可業者で、かつ特定建設業許可を有する8社にて指名競争入札を行ない、入札の結果、玉名市六田30番地14、株式会社山田組が3億2,800万円で落札をいたしました。現在、同社と税込3億5,424万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認いただきまして本契約の締結をするものでございます。

26ページをお願いいたします。

議第53号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、老朽化に伴う横島体育館建設のため、鉄骨造平屋建て、建築面積1,465.72平方メートルの建築工事を行なうものでございます。契約方法は、建築一式工事の建設業許可業者で、かつ特定建設業許可を有する8社にて指名競争入札を行ない、入札の結果、玉名市伊倉南方1373番地、新規建設株式会社玉名市店が3億8,644万円で落札をいたしました。現在、同社と税込4億1,735万5,200円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきまして本契約の締結をするものでございます。

27ページをお願いいたします。

議第54号財産の取得についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、小中学校の教職員用の機器に使用するため、サーバ、パソコン等の機器類を西部電気工業株式会社熊本支店から取得するものでございます。取得価格は、4,011万7,464円でございます。現在同社と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきまして本契約の締結をするものでございます。

以上、条例案件等について、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 市長、高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高壽哲哉君） 本議会に提案いたしております人事案件の提案理由を御説明申し上げます。

議案書の28ページから33ページまでをお願いいたします。

議第55号から議第60号までの睦合財産区管理委員の選任についてでございますが、現委員6名の任期が本年6月21日をもって任期満了を迎えるため、現委員の植田修氏を及び木村博氏につきましては引き続き同氏を、荒木耕治氏の後任として荒木正夫氏を、石嶋司氏の後任として枝尾順治氏を、岩谷末徳氏の後任として坂田康夫氏を、堀孝一氏の後任として田上敏夫氏をそれぞれ選任いたしたく、玉名市睦合財産区管理条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、6件の人事案件につきまして、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告

○議長（作本幸男君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第3号専決処分の報告について、専決第4号の報告があります。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 議案書の34ページをお願いいたします。

報告第3号の専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容といたしましては、平成26年12月31日、午前1時ごろ、第4分団、第4部消防格納庫前において市消防団員が運転する公用車が相手方所有の乗用車に接触し、後方バンパーを破損させたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は100%にあたる5万4,580円を負担するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済から全額給付されております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 議案の委員会付託

○議長（作本幸男君） 日程第7、「議案の委員会付託」を行ないます。

議第46号専決処分事項の承認について専決第5号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第9号）から議第60号睦合財産区管理委員の選任についてまでの市長提案議案

15件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、人事案件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第55号陸合財産区管理委員の選任についてから議第60号陸合財産区管理委員の選任についてまでの人事案件6件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第55号から議第60号までの人事案件6件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第55号から議第60号までの人事案件6件については、委員会付託を省略し、あとに譲り、会議にて審議することにいたします。それでは、ただいま委員会付託の省略を決定した事件を除き議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

- | | | |
|-------|-----------------------------|-------|
| 議第46号 | 専決処分事項の承認について | 専決第5号 |
| | 平成26年度玉名市一般会計補正予算（第9号） | |
| 議第47号 | 専決処分事項の承認について | 専決第6号 |
| | 玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第48号 | 専決処分事項の承認について | 専決第7号 |
| | 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第52号 | 工事請負契約の締結について | |
| 議第53号 | 工事請負契約の締結について | |
| 議第54号 | 財産の取得について | |

文教厚生委員会

- | | | |
|-------|--------------------------------|-------|
| 議第49号 | 専決処分事項の承認について | 専決第8号 |
| | 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第50号 | 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） | |
| 議第51号 | 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | |
-

○議長（作本幸男君） 各委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたしたいと思っております。

委員会審査のため、休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午後 3時59分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程第8 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第8、「委員長報告」を行ないます。

これより各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、各委員長の報告を求めます。

議第46号専決処分事項の承認について専決第5号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第9号）から議第54号財産の取得についてまでの市長提出議案9件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読はこれを省略いたします。

審議の方法は各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務副委員長 徳村登志郎君。

[総務副委員長 徳村登志郎君 登壇]

○総務副委員長（徳村登志郎君） 皆さんお疲れさまです。

江田委員長にかわり私のほうから報告させていただきます。

総務委員会に付託されました案件は、議案6件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第46号専決処分事項の承認について専決第5号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第9号）であります。

執行部から、今回の補正予算は地方贈与税、利子割交付金など各種交付金の決定によるもので、また歳入の科目内で調整を行なうもので、歳入歳出総額の変更はなく、主なものとして、配当割交付金2,926万2,000円の追加、株式譲渡所得割交付金3,692万7,000円の追加、地方消費税交付金9,836万5,000円の減額、自動車取得税交付金で2,475万9,000円の減額、地方交付税5,680万2,000円の追加、特別交付税で5,680万2,000円の追加との説明がありました。委員から地方消費税交付金の減額の理由はとの質疑に、執行部から消費税が5%から8%になっ

て、相応の伸びを計算していたが思ったように伸びず過大に見積もっていたとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第46号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第47号専決処分事項の承認について専決第6号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市税条例等の一部改正を行なったもので、内容として、ふるさと納税ワンストップ特例の創設で、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税の寄附を行なう際、寄附先の市町村等に対し個人住民税課税市町村への寄附金の控除申請を寄附者にかわって行なうことを要請できるもので、平成28年度分以後の個人住民税から適用するもの。

次に、土地にかかわる固定資産税の負担調整措置の延長で、平成27年度から平成29年度までの3年間延長するもの。

次に、軽自動車税でグリーン化特例の導入で、一定の環境性能を有する四輪車等について、その電気性能に応じて税を軽減する特例措置で、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した新車の軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、平成28年度に限り、その性能に応じて税率をおおむね75%、50%、25%軽減するもの、また、原動機つき自転車及び二輪車等にかかる新税率について、適用開始を1年間延長し、平成28年度分から適用するもの。

たばこ税の旧3級品にかかわる特例税率の段階的廃止で、4年間をかけて段階的に廃止するものとの説明がありました。

委員から、マイナンバー制は強制的か任意かとの質疑に、執行部から、今年10月に全市民にマイナンバーが振られた通知カードを通知し、本人に申請があれば個人番号カードの発行を行ない、申請がなければ個人番号カードの発行はしないとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第47号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第48号専決処分事項の承認について専決第7号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、地方税等の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市都市計画税条例の一部改正を行なったもので、内容としては、土地にかかわる都市計画税の減額の急激な増加を防ぐため、課税標準額を徐々に評価額に近づけ、税額を徐々に引き上げていく負担調整措置を平成27年度から平成29年度までの3年間延長するものとの説明がありました。

特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第48号については、原案のとおり全

員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第52号工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、九州新幹線濁水等被害対策に伴う三ツ川地区石尾区の農業用水確保のため、既存のため池を容量1万4,400立方メートルに改修する工事を行なうもので、4月24日に8社による指名競争入札を実施し、玉名市六田30番地14、株式会社山田組が3億2,800万円で落札、現在同社と税込3億5,424万円で仮契約中ですとの説明がありました。

委員から、企業体で行なう考えはないのかとの質疑に、執行部から、地元業者の単体で施工できる工事は市内業者単体で、施工できないような工事であれば市外業者等とのベンチャーも考えたとの答弁でした。さらに委員から、8社の指名の基準、一般競争入札にしなかった理由はとの質疑に、執行部から、業者の経営状況、工事の成績、市の工事等に関する技術的適性、手持ちの工事の状況、市の工事に対する地理的状況等を総合的に判断して指名している。一般競争入札にしなかった理由は、準備期間等を勘案し、工事期間を長くとる必要があったためとの答弁でした。また委員から、分割発注はできなかったのかとの質疑に、執行部から、既存のため池の改修工事で貴重な水を無駄にしないように水密性を保つため、遮水シート等を張って一体的に行なう工事で早期完成が必要である。また、地形上も作業スペースが限られており、施工性、工期、経済性等勘案し分割発注しなかったとの答弁でした。委員から、分割発注できるものは分割で行ない、適正な入札を行なうために研究してくださいとの要望がありました。

審査を終了し、採決の結果、議第52号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第53号工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、横島体育館の老朽化により、鉄骨造平屋建て、建築面積1,465.72平方メートルの建築工事を行なうもので、4月24日に8社による指名競争入札を実施し、玉名市伊倉南方1374番地、新規建設株式会社玉名支店が3億8,644万円で落札、現在同社と税込4億1,735万5,200円で仮契約中ですとの説明がありました。委員から、本社が玉名市にない会社の税収はとの質疑に、執行部から、固定資産税と法人市民税ですとの答弁でした。委員から、工事費の財源内訳はとの質疑に、執行部から、合併特例債が95%、あと5%は一般財源ですとの答弁でした。また、委員から、駐車場等の設備はとの質疑に、執行部から、駐車場設備は考えていますとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第53号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第54号財産の取得についてであります。

執行部から、小中学校で運用中の教職員用パソコン機器等の購入で、主なものとして、

サーバ、ノートパソコン機器で、4月24日に6業者による指名競争入札を実施し、熊本市中央区坪井2丁目1番42号、西部電気工業株式会社が3,714万5,800円で落札、現在同社と税込4,011万7,464円で仮契約中ですとの説明がありました。委員から、教師全員にパソコンは行き渡るのか、市内にはこの入札に参加できる業者は3社だけかとの質疑に、執行部から、教師全員に行き渡る計画です。また、市内にはパソコンの入札に参加できる業者は3社ですとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第54号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 文教厚生委員長 田中英雄君。

[文教厚生委員長 田中英雄君 登壇]

○文教厚生委員長（田中英雄君） お疲れさまです。

今期、文教厚生委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議第49号専決処分事項の承認について専決第8号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは地方税法の一部を改正する法律の公布に伴うもので、玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、平成27年3月31日付で専決処分したため、地方自治法の規定に基づき議会に報告し承認を求めるものであります。

改正内容として、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、基礎課税額にかかる課税限度額を現行51万円から52万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を現行16万円から17万円に引き上げ、介護納付金課税にかかる課税限度額を現行14万円から16万円にそれぞれ引き上げるものです。これにより、税最高負担される方は、年間85万円の負担となることが予測されます。また、低所得者層の負担に配慮し、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の27万5,000円から26万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の45万円から47万円に引き上げるものであります。これらについて委員からの課税限度額軽減及び5割軽減の引き上げ及び5割軽減、2割軽減対象世帯の軽減判定の基準額を引き上げることにより、対象世帯数の増減はとの質疑に、平成26年度末時点、つまり25年度中の所得による課税の状況、直近の納税義務世帯数、被保険者数での試算によると、課税限度額を超える世帯は、改正前が1,434世帯、改正後は1,243世帯で、191世帯の減少となり、また、5割軽減、2割軽減の合計軽減判定世帯数は改正前が5,825世帯、改正後が5,923

世帯で、98世帯の増加となるとの答弁でした。これに関連して委員から、個人分ではどうなるのかとの質疑に、執行部から、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分で限度額が異なるため、世帯分しか試算できなかったとの答弁でありました。さらに委員から、保険料について他市町村との比較及び状況はとの質疑に、執行部から、限度額の上限設定は全国市町村同じであり、所得割り、均等割り、世帯割りにつきましては市町村で異なるとの答弁がありました。また、14市での国保税の1人当たりの状況、玉名市の国保税、医療費の14市での位置はどうなるかとの質疑に、玉名市の1人当たりの税額は25年度決算では9万6,254円、26年度は決算見込みで約9万8,000円となり、14市での位置については、25年度決算で1人当たりの税額は県下14市中2番目で医療費は3番目あたりではと思われるとの答弁がありました。また、委員から、国保加入者の所得推移はどうなのかとの質疑に、執行部から、玉名市は農業10.8%、営業、不動産業11.3%、被用者30.9%、年金受給者27.6%、その他不明19.4%となっている。課税標準額の推移は、国保全体で平成24年度113億円、平成25年度128億円、平成26年度114億円程度であるとの答弁がありました。また、委員から、国からの財政支援が15年度からあっているが、玉名市にはどれくらい来る予定かとの質疑に、執行部から、国からの財政支援によって被保険者1人当たり5,000円の効果が期待され、玉名市の被保険者数は約2万人であるため約1億円ほどと思われるとの答弁でした。また、委員からの提案として、予定しているとも思うが、広報たまな等にこういう家族構成だったら税額は幾らになるなど表などを用いたわかりやすい説明、県内、他自治体との玉名市税額を位置づけるなど、広く市民にお知らせ願いたいとの要望がありました。

以上審査を終了し、挙手による採決の結果、議第49号は賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第50号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

第1条歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ2億1,000万円を追加し、総額を109億4,460万6,000円とするもので、補正の内容として、歳入の11款諸収入及び歳出の13款前年度繰上充用金それぞれ2億1,000万円を追加するもの。これは平成26年度玉名市国民健康保険特別会計を決算見込みにおいて歳入に不足が生じることから、平成27年度の歳入から繰り上げて充用するものであります。平成26年度玉名市国民健康保険特別会計歳入の財源不足の主な要因は、国保税の税収が4,100万円程度で、被保険者数約500人の減少によるもの、前期高齢者交付金の前年比約2億2,611万4,000円の減額によるもの、25年度決算においては、24年度からの繰越金が約1億6,000万円ありましたが、25年度は赤字決算となり繰越

金がなかったためであります。また、歳出では保険給付費の1億6,034万2,000円の増額で、主な要因として、消費税率3%の引き上げによる増加、診療報酬の改定プラス0.1%によるもの、医療の高度化などによるものであります。執行部からの説明のあと委員から、被保険者数の500人の減少の原因はとの質疑に、執行部は、就職に伴う国保から社会保険への切りかえによるものなどが予想されるとの答弁でした。また、委員から、繰り入れがあっているようだが基金がどうなっているのかとの質疑に、執行部から、基金は24年度においてゼロになっている。繰入金は赤字補てん分ではなく一般会計からの法定内の繰入金であるとの答弁でした。また、委員から、繰上充用金は毎年ふえていくのかとの質疑に、執行部から、財政計画によりますと法定外繰り入れがないと仮定して、単年度収支で毎年1億円ずつ歳出がふえる資産だが、国から1億円の支援が予定されており、平成30年度までに段階的に拡充幅を広げることなので、それは明るい材料との見込みがあるとの答弁でした。また、委員から、赤字補てんの時期はいつごろかについての質疑に、執行部から、昨年度と同じ来年の3月くらいですとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第50号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第51号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、改正内容として、所得の少ない第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までの保険料を年額3万1,320円とするものであります。

執行部からの説明の後、委員から、保険料第1段階のさらなる減額かとの質疑に、執行部は、そのとおりであり1段階から9段階に改正しましたが、1段階が0.5だったものを0.45にし、さらに0.05軽減するものでありますとの答弁でした。さらに委員から、軽減分の補てんはどうなるのかとの質疑に、執行部は、0.05分に関しまして4,196名が該当するので、その差額に関しては1,400万円ほどになり、低所得者保険料軽減負担金として国が2分の1、県が4分の1を負担する。玉名市としては残り4分の1、約360万円ほどを一般会計から繰り入れる予定になっているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第51号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

日程第9 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） 日程第9、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

16番 前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、議第49号専決処分事項の承認について、専決第8号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。

説明でありましたように、委員長の報告でありましたように、今度の条例改正は課税限度額の引き上げで、市は増収になる。また、5割、2割軽減が拡充されるということでありました。しかしながら、この課税限度額の引き上げは、実は昨年、後期高齢者支援分で2万円、介護納付金で2万円の引き上げ、合計4万円の課税限度額引き上げがあったところであります。そして今年度も医療分、支援分、介護分で合計4万円の引き上げであります。2年連続の増税であり、これを認めることはできません。国保会計の状況は御案内のとおり赤字でありまして、一般会計からの繰り入れも今、余儀なくされているところであります。赤字の状況というのも委員会でする説明がありましたが、やはり私はこの国保の財政、加入者の状況がいわゆる社会保険などと比べましても所得水準の低い方が加入されている。これが国民健康保険ではないかなと。そういう中で残念ながら赤字になっているわけでありますが、そこで、税を引き上げてですね、課税が強化されるということは、私はまた、赤字幅が、滞納がふえてですね、赤字幅が広がる可能性もあるんじゃないかなと、そういう心配もあります。私は、課税限度額2年連続の引き上げに対しては、したがって反対をいたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず専決処分予算議案の採決に入ります。

議第46号 専決処分事項の承認について 専決第5号

平成26年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

以上、専決処分予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第46号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第46号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、予算議案の採決に入ります。

議第50号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

以上、予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第50号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第50号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて専決処分条例議案の採決に入ります。

議第49号 専決処分事項の承認について 専決第8号

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、専決処分条例議案1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第47号 専決処分事項の承認について 専決第6号

玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議第48号 専決処分事項の承認について 専決第7号

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、専決処分条例議案2件について採決いたします。

ただいま採決に付しております専決処分条例議案2件に対する委員長の報告は、いずれも承認であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって専決処分条例議案2件については、いずれも原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第49号 専決処分事項の承認について 専決第8号

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案に対する委員長の報告は承認であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第49号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。

よって、議第49号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて条例議案の採決に入ります。

議第51号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第51号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第51号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第52号 工事請負契約の締結について

議第53号 工事請負契約の締結について

議第54号 財産の取得について

以上、議案3件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議案3件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

日程第10 議案審議（質疑・討論・採決）（議第55号から議第60号まで）

○議長（作本幸男君） 日程第10、「議案審議」を行ないます。

議第55号睦合財産区管理委員の選任についてから議第60号睦合財産区管理委員の選任についてまでの人事案件6件を一括議題といたします。

審議の方法は、質疑・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。議第55号から議第60号までの人事案件6件について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議第55号から議第60号までの人事案件6件について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第55号 睦合財産区管理委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第55号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第56号 睦合財産区管理委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第56号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第57号 睦合財産区管理委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第57号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第58号 睦合財産区管理委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第58号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第59号 睦合財産区管理委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第59号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第60号 睦合財産区管理委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第60号については、原案に同意することに決定いたしました。

以上で、今期臨時会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成27年第2回玉名市議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 作 本 幸 男

玉名市議会議員 中 尾 嘉 男

玉名市議会議員 田 畑 久 吉

玉名市議会会議録
平成27年第2回臨時会

発行人 玉名市議会議長 作本幸男

編集人 玉名市議会事務局長 吉川義臣

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

電話(0968)75-1155